

<p>私たちのまち鎌倉のことに関心を持ち、自分たちでより良くしていこうという思いを共有して行動するための条例 (案)</p>	<p>つながる鎌倉条例 (案)</p>
<p>(前文) 私たちのまち鎌倉は、「自分たちのまちのことは自分たちでより良くしていこう」という思いを持ち、その思いを共有して行動する人々によって支えられてきたまちである。海と山の美しい自然環境と豊かな歴史的遺産を有する鎌倉のまちの暮らしや文化は、鎌倉のまちを愛する一人一人によって創られ、守られ、発展し続けてきた。まちの発展と共に積み重ねてきた伝統は、私たちの誇りであり、環境、福祉、教育、文化など様々な分野で今も受け継がれている。 私たちは、この伝統を受け継ぎ、鎌倉のまちを愛する一人一人が、このまちを創っていく主人公としての誇りと自覚を持って行動し、人々が互いに協力し合う鎌倉のまちを創ることを目指すものである。</p>	<p>(前文) 美しい自然環境と豊かな歴史的遺産を有する鎌倉は、このまちを愛し、自分たちのまちのために行動する人々によって守られ、支えられ、創られてきたまちである。 先人たちが醸成した先進的な市民風土は、市民の誇りとして、様々な市民活動に今も受け継がれており、これからも次世代(未来)を担う子どもたちにつなげていく必要がある。 鎌倉のまちを愛する一人一人が、このまちを創っていく主人公として行動するとともに、市、市民活動団体及び市民等がともにつながることにより、魅力と活力にあふれる「鎌倉」の発展のために、この条例を制定する。</p>
<p>(目的) 第1条 この条例は、鎌倉のまちに住み、働き、学び、活動するもの(市を除く。以下「市民等」という。)、鎌倉のまちに関わるもの(市民等及び市(以下「私たち」という。))を除く。以下同じ。)及び市が、互いに協力し合い、多様化する地域課題を解決し、鎌倉のまちをさらに輝くまちにしていくための基本理念を定め、魅力と活力にあふれる地域社会の実現に寄与することを目的とする。</p>	<p>(目的) この条例は、市民活動及び協働の推進に関する基本理念及び施策の基本となる事項を定めることにより、市民活動及び協働の活性化に必要な環境を整え、もって地域性豊かで魅力と活力にあふれる社会の実現に寄与することを目的とする。</p>
	<p>(定義) <ul style="list-style-type: none"> ● 市民活動 市民の自主的で営利を目的としない社会貢献活動のことをいう。 ● 協働 2つ以上の主体が互いに対等であることを認識し、互いの特性や持てる資源を活かしあって、取り組む課題、目的及び過程を共有し、協力して新たな公共サービスの創出や公益性の高い事業に取り組むことをいう。 ● 市民活動団体 特定のテーマに基づき、自発的に社会貢献活動を行う団体のことをいう。 ● 市民等 市内に居住し、若しくは通勤し、又は通学し、若しくは市内で市民活動を行うもののことをいう。個人だけでなく団体や企業などの事業者も含む。 ● 中間支援組織 市民等、市民活動団体、市やその他の組織との間に立ち、市民活動を支援する組織のことをいう。 </p>
<p>(基本理念) 第2条 私たちは、別表に掲げる基本理念にのっとり行動するよう努めるとともに、鎌倉のまちに関わるものにも基本理念について理解を求めよう努めるものとする。</p>	<p>(基本理念) 市、市民活動団体及び市民等は、市民活動及び協働を推進するために、次に掲げる事項に努めるものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ● まちを創る一員として、自覚し、互いの思いを共有し、自らができることを実行する。 ● 世代、性別、立場等を越え、互いを理解、信頼、尊重し、認め合い、互いの特性を活かし、話し合い、協力してまちを創る。 </p>
<p>(指針の策定) 第3条 市は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)に基づき、市民等及び鎌倉のまちに関わるものが、それぞれの特性を生かし鎌倉のまちを創っていく主人公として活動ができる環境を整備し、当該活動を支援するため、市民活動及び協働の推進についての指針(以下「指針」という。)を策定するものとする。</p>	
	<p>(基本方針) 市民活動を推進するための基本方針 <ul style="list-style-type: none"> ● 市民活動団体の自主性、自立性を尊重し、主体的な活動による課題解決を支援する。 ● 市民活動団体の自立及び目標達成を支援する。 ● 市民等の市民活動に対する理解を深め、共に歩む市民等を増やし、市民活動の輪を広げる。 協働を推進するための基本方針 <ul style="list-style-type: none"> ● 協働により、質の高い公共サービスを提供する。 ● 信頼関係の構築と役割分担により、対等な立場で責任ある協働を行う。 ● 協働の評価や見直しを行うことにより、協働を拡大し、充実させる。 </p>
<p>(施策の実施) 第4条 市は、基本理念及び指針に基づき施策を実施する。</p>	<p>(施策の推進) 市は、指針を策定し、次の施策を推進する。 <ul style="list-style-type: none"> ● 活動の場の提供に関する事 ● 財政的支援に関する事 ● 情報公開及び提供に関する事 ● 協働に関する事 ● 市民活動の啓発及び学習機会の提供、人的支援に関する事 ● 市の施策の立案、実施及び評価の過程への参入機会の提供に関する事 ● 市民活動センターに関する事 ● 市民が共に考えていく場(指針の見直し、施策の進行管理)に関する事 </p>
<p>(広報及び啓発) 第5条 市は、市民等及び鎌倉のまちに関わるものに対し、この条例の基本理念について積極的に広報及び啓発を行うものとする。</p>	<p>削除(市の役割へ)</p>

	<p>(役割)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市民等 自分たちのまちのことに関心を持ち、身近な課題に対して自らできることを考え、行動すると共に、積極的に市政へ参画したり、市民活動に参加、協力するよう努める。 ● 市民活動団体 組織として社会的な課題に対して問題提起し、その解決のために知識や経験、地域性、柔軟性、迅速性などの特性を活かして自発的、自律的に活動するよう努める。 ● 中間支援組織 市民活動団体に寄り添い、支援すると共に、様々な主体が連携するようネットワーク化を図るよう努める。 ● 市 施策の実施や市民等の市政への参画、市民活動団体との協働により、一人一人が主人公として活躍するための環境を整えるよう努める。 市は基本理念及び基本的事項について積極的に市民等へ広報及び啓発を行うよう努める。 市は市職員に対する市民活動及び協働に関する啓発等を実施して、職員一人一人による市民活動及び協働の重要性の理解を深めるよう努める。
<p>(市民活動・協働推進委員会)</p> <p>第6条 市長の附属機関として、鎌倉市市民活動・協働推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。</p> <p>2 委員会は、次に掲げる事項を調査審議するものとする。</p> <p>(1) 基本理念及び指針に基づく活動に関する事項</p> <p>(2) この条例及び指針の見直しに関する事項</p> <p>3 委員会は、委員10人以内をもって組織する。</p> <p>4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>(1) 学識経験を有する者</p> <p>(2) 知識経験を有する者</p> <p>(3) 公共的団体が推薦する者</p> <p>(4) 市民</p> <p>5 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>6 委員は、再任されることができる。</p> <p>7 第4項の規定による身分又は資格に基づいて委員に委嘱された者がその身分又は資格を失ったときは、委員を辞したものとみなす。</p> <p>8 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。</p> <p>9 臨時委員は、市長が委嘱する。</p> <p>10 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときに解任されるものとする。</p> <p>11 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営について必要な事項は、別に規則で定める。</p>	<p>(市民活動・協働推進委員会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市長の附属機関として、鎌倉市市民活動・協働推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。 ● 委員会は、次に掲げる事項を調査審議するものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・この条例及び指針に関する事項 ・基本理念及び指針に基づく活動に関する事項 ● 委員会は、委員10人以内をもって組織する。 ● 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。 <ul style="list-style-type: none"> ・学識経験を有する者 ・知識経験を有する者 ・公共的団体が推薦する者 ・市民 ● 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 ● 委員は、再任されることができる。 ● 第4項の規定による身分又は資格に基づいて委員に委嘱された者がその身分又は資格を失ったときは、委員を辞したものとみなす。 ● 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。 ● 臨時委員は、市長が委嘱する。 ● 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときに解任されるものとする。 ● 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営について必要な事項は、別に規則で定める。
<p>(委任)</p> <p>第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p>	<p>(委任)</p> <p>この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p>
<p>別表(第2条)</p> <p>1 私たちは、鎌倉のまちを創っていくのは私たち一人一人であるという思いを共有し、自覚し、自らができることを実行します。</p> <p>2 私たちは、人の成長が鎌倉のまちの成長につながること及び人を育てることの大切さを認識し、地域で子どもを育て、子どもも大人も共に育ち、学び合っていきます。</p> <p>3 私たちは、世代、性別、立場等を越え、互いを理解し、信頼し、尊重し、認め合った上で、互いの特性を生かし、共に話し合い、協力して鎌倉のまちを創ります。</p> <p>4 私たちは、それぞれがまちを創っていく主人公として輝いて活動し、共により魅力的で住みやすい鎌倉のまちを創っていくために必要なことを共に考え、実行します。</p> <p>5 市職員は、鎌倉のまちを創っていく一員であると強く自覚し、行動します。</p>	<p>削除(整理して本文へ)</p>